

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岡山県防災対策基本条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例及び岡山県新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県税条例等の一部を改正する条例</li> <li>○ 過疎地域における県税の特例に関する条例等の一部を改正する条例</li> <li>○ 離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例及び地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山武道館条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正</li> </ul>	<p>【条 例】</p> <p>危険管理課</p> <p>人事課</p> <p>経営支援課</p> <p>税務課</p> <p>中山間・地域振興課</p> <p>保健福祉課</p> <p>子ども家庭課</p> <p>監理課</p> <p>住宅課</p> <p>税務課</p>		
<p>子ども未来課</p> <p>指導監査室</p> <p>スポーツ振興課</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支</li> </ul>		<p>子ども家庭課</p> <p>指導監査室</p>	
<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>			

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 援センターの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県薬事審議会条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例</li> </ul> <p style="text-align: center;">【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公布した条例の解説</li> </ul>	目次
<ul style="list-style-type: none"> <li>総務学事課</li> <li>警察本部</li> <li>子ども家庭課</li> <li>〃</li> <li>医薬安全課</li> <li>〃</li> <li>〃</li> </ul>	担当課（室）
	目次
	担当課（室）

岡山県防災対策基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十号

岡山県防災対策基本条例の一部を改正する条例

岡山県防災対策基本条例（平成二十年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「勧告若しくは」を削り、「に対する避難の準備に関する情報」を「の避難」に、「避難勧告等」を「避難指示等」に改める。

第十九条第一項、第三十六条（見出しを含む。）及び第四十一条中「避難勧告等」を「避難指示等」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例及び岡山県新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十一号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例及び岡山県新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金

条例の一部を改正する条例

（岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正）

第一条 岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

（岡山県新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金条例の一部改正）

第二条 岡山県新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金条例（令和二年岡山県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十二号

岡山県税条例等の一部を改正する条例

(岡山県税条例の一部改正)

第一条 岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の六第一項中「(同法)」を「(所得税法)」に、「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第四十二条の二の三第二項第二号中「計算期間(法第五十二条第二項第三号)を」期間(法第五十二条第二項第四号)に改める。

第四十二条の十九中「満たない部分の金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)」を加える。

第四十三条第一項第一号口中「人格のない社団等」の下に「(第四十五条第三項において「人格のない社団等」という。)」を加え、同項第三号中「及び同項第十四号」を「、同項第十四号」に改め、「発電事業等」という。の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業(以下この節において「特定卸供給事業」という。)」を加える。

第四十五条第三項中「行う法人」の下に「若しくは農業を行う同条第三項に規定する要件を全て満たした農事組合法人」を、「掲げる法人」の下に「若しくは人格のない社団等」を、「所得」の下に「又は収入金額」を加える。

第四十七条第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第五十条第一項第二号中「又は発電事業等」を「、発電事業等又は特定卸供給事業」に、「若しくは発電事業等」を「、発電事業等若しくは特定卸供給事業」に改める。

第八十三条第二項中「三年間」を「五年間」に改め、同条第三項中「場合であつて」を「場合には」、「知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた」を「、当該」に、「以下」を「次項において」に、「承認を受けた帳簿の」を「帳簿の」に改め、同条第四項中「場合であつて」を「場合には」、「知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた」を「、当該」に改め、「。以下同じ」を削り、「承認を受けた帳簿の」を「帳簿の」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第六十六条中第六項を第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 第八十三条第三項及び第四項の規定は、前項の帳簿について準用する。この場合において、同

条第三項及び第四項中「ゴルフ場利用税の特別徴収義務者」とあるのは「第百六条第五項に規定する者」と、「第一項の帳簿」とあるのは「同項の帳簿」と、「備付け及び保存に」とあるのは「設置に」と読み替えるものとする。

附則第十四条第二項中「人格のない社団等及び」の下に「法人税法第二条第二十九号の二に規定する」を加え、「が当該申告に係る法第五十三条第一項前段」を「(法第五十三条第一項に規定する予定申告法人(次項において「予定申告法人」という。)を除く。)が当該申告に係る同条第一項前段」に改め、同条第三項中「掲げる」の下に「法人(予定申告法人を除く。)」の区分に応じ、当該各号に定める」を加える。

附則第十八条第一項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項」を「法附則第五十九条第一項」に改める。

(岡山県税条例等の一部を改正する条例附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第一条の規定による改正前の岡山県税条例の一部改正)

第二条 岡山県税条例等の一部を改正する条例(令和二年岡山県条例第四十四号)附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第一条の規定による改正前の岡山県税条例の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第二号中「又は発電事業等」を「、発電事業等又は特定卸供給事業」に、「若しくは発電事業等」を「、発電事業等若しくは特定卸供給事業」に改める。

(岡山県産業廃棄物処理税条例の一部改正)

第三条 岡山県産業廃棄物処理税条例(平成十四年岡山県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、廃棄物処理法の規定により廃棄物処理法第十二条の五第一項に規定する情報処理センターにおいて現に保存されているものについては、この限りでない。

第十四条第三項及び第四項中「場合であつて」を「場合には」に改め、「、知事の承認を受けたときは」を削り、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第五項中「場合であつて」を「場合には」に改め、「、知事の承認を受けたときは」を削り、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該書類等に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき(当該書類等の保存が行われていない場合を除く。)は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

第十四条第六項及び第七項中「場合であつて」を「場合には」に改め、「、知事の承認を受けたときは」を削り、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第八項中「第三項の承認を受けている」を「第三項の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えている」に、「第四項の承認を受けている特別徴収義務者」を「第四項の規定によ



り書類等に係る電磁的記録の保存をもって当該書類等の保存に代えている特別徴収義務者」に、「において、」を「には、当該」に改め、「うち第三項又は第四項の承認を受けているものの」及び「知事の承認を受けたときは」を削り、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第九項及び第十項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岡山県条例第三十四条の六第一項の改正規定（「同法」を「所得税法」に改める部分に限る。）並びに第四十二条の二の三第二項第二号、第四十三条第一項第一号ロ、第四十五条第三項及び第八十三条第二項の改正規定並びに同条例附則第十四条第二項及び第三項並びに第十八条第一項の改正規定並びに第三条中岡山県産業廃棄物処理税条例第十四条第二項の改正規定並びに附則第六項及び第十二項の規定 公布の日

二 第一条中岡山県条例第四十三条第一項第三号、第四十七条第二項及び第三項並びに第五十条第一項第二号の改正規定並びに第二条並びに附則第四項及び第五項の規定 令和四年四月一日

三 第一条中岡山県条例第三十四条の六第一項の改正規定（「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める部分に限る。）及び附則第三項の規定 令和六年一月一日  
(個人の県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岡山県条例（以下「新県条例」という。）第四十二条の十九の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の所得税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、施行日前に行われた所得税法等改正法第七条の規定による改正前の所得税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

3 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の岡山県条例第三十四条の六第一項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

4 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の岡山県条例の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 第二条の規定による改正後の岡山県条例等の一部を改正する条例附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第一条の規定による改正前の岡山県条例の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、

同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

6 附則第一項第一号に掲げる規定による改正後の岡山県条例第八十三条第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日の属する月の末日の翌日から保存する同条第一項の帳簿について適用し、同日前に保存する当該帳簿については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

7 新県条例第八十三条第三項及び第四項の規定は、施行日以後に備付けを開始する同条第一項の帳簿について適用する。

8 新県条例第六十六条第六項の規定は、施行日以後に設置を開始する同条第五項の帳簿について適用する。

9 第三条の規定による改正後の岡山県産業廃棄物処理税条例(以下「新産廃税条例」という。)第十四条第三項及び第六項の規定は、施行日以後に備付けを開始する同条第一項の帳簿について適用する。

10 新産廃税条例第十四条第四項、第五項及び第七項の規定は、施行日以後に保存が行われる同条第四項に規定する書類等について適用する。

11 新産廃税条例第十四条第八項の規定は、施行日以後に保存が行われる同条第一項の帳簿又は同条第四項に規定する書類等に係る同条第三項に規定する電磁的記録について適用する。

(岡山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

12 岡山県税条例等の一部を改正する条例(令和二年岡山県税条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、岡山県税条例第四十二条の二の三第二項第二号を改め、同条を同条例第四十二条の二の二とする改正規定中「又は計算期間(法第五十二条第二項第三号に規定する期間をいう。)」を削り、「法第五十二条第二項第四号」を「法第五十二条第二項第三号」に改め、同条例附則第十四条第三項の改正規定中「第三号」を「第二号」を「又は第三号に掲げる法人(予定申告法人を除く。)」の区分に応じ、当該各号に定める日」を「に定める日(予定申告法人に係るものを除く。)」に改める。

過疎地域における県税の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十三号

過疎地域における県税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(過疎地域における県税の特例に関する条例の一部改正)

第一条 過疎地域における県税の特例に関する条例(昭和四十五年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

過疎地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例

第一条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号。以下この条及び次条第一項において「過疎省令」という。）第一条第一号イに規定する過疎地域の区域（次条第二項において「過疎地域の区域」という。）又は同号イに規定する特定市町村の区域（同項において「特定市町村の区域」という。）のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）に、「及び次条第二項」を「及び同項」に、「第二条第一項に規定する過疎地域（過疎法第三十三条第一項の規定により過疎地域とみなされる区域（同項の規定により新たに過疎地域に該当することとなつた地区を除く。）及び同条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。次条第二項において「過疎地域」を「第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域（次条第二項において「産業振興促進区域」に、「製造の事業」を「当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等）」に、「第三十条」を「第二十三条」に、「を新設し、若しくは増設した」を「の過疎省令第一条第一号イに規定する取得等（次条第一項及び第五条において「取得等」という。）をした」に改める。

第二条第一項中「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号）」を「過疎省令」に、「新設し、又は増設した」を「取得等をした」に改め、同項第一号中「~~当該新設し、又は増設した~~」を「~~当該取得等をした~~」に改め、同項第二号中「~~当該新設し、又は増設した~~」を「~~当該取得等をした~~」に改め、同項第二号中「~~当該取得等をした~~」を「~~当該取得等をした~~」に改め、同項第二号中「~~当該取得等をした~~」を「~~当該取得等をした~~」に改め、同条第二項中「過疎地域」を「過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち産業振興促進区域内」に改め、「総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の」を削る。

第五条中「新設又は増設」を「取得等」に改める。

（岡山県中山間地域の振興に関する基本条例の一部改正）

第二条 岡山県中山間地域の振興に関する基本条例（平成十五年岡山県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項（同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「第三十三条第一項又は第二項」を「第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」、第四十二条又は第四十四条第四項」に改める。

（貸付金の返還免除に関する条例の一部改正）

第三条 貸付金の返還免除に関する条例（昭和四十一年岡山県条例第七号）の一部を次のように改正



する。

第二条の二第一項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項（同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「第三十三条第一項又は第二項」を「第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」、第四十二条又は第四十四条第四項」に改める。

第三条第五項中「附則第八条第三項」を「附則第九条第三項」に改める。

（岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例の一部改正）

第四条 岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例（昭和三十二年岡山県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

別表の備考一中「過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項（同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「並びに同法第三十二条第一項及び第二項」を「又は同法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」、第四十二条若しくは第四十四条第四項」に改め、同表の備考五中「過疎地域自立促進特別措置法第三十二条第二項の」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十四条第四項の」に改め、同表の備考五イ中「過疎地域自立促進特別措置法第三十二条第二項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定期間合併関係市町村又は同法第四十四条第四項」に改め、「含んでいた」の下に「特定期間合併関係市町村又は」を加える。

（岡山県営住宅条例の一部改正）

第五条 岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

#### 附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の過疎地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例（以下「新過疎特例条例」という。）の規定は、この附則に特別の定めがあるものを除き、令和三年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（特別償却設備設置者に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正前の過疎地域における県税の特例に関する条例（以下この項及び次項において「旧過疎特例条例」という。）第一条に規定する設備を適用日前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除については、旧過疎特例条例の規定は、な

おその効力を有する。

(畜産業等を行う個人の事業税に関する経過措置)

3 新過疎特例条例第二条第二項の規定は、令和三年以後の所得金額に対して課する個人の事業税について適用し、令和二年以前の所得金額に対して課する個人の事業税については、旧過疎特例条例の規定は、なおその効力を有する。

(免除申請書の提出期限の特例)

4 新過疎特例条例第二条の規定の適用を受けようとする同条第一項に規定する特別償却設備設置者(以下「特別償却設備設置者」という。)で、適用日からこの条例の施行の日又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第八条第一項に規定する市町村計画が定められた日のいずれか遅い日(以下「開始日」という。)の前日までの間(以下「特例期間」という。)に新過疎特例条例第二条第一項に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)

の者の最初の新過疎特例条例第二条第六項の免除申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と開始日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

5 新過疎特例条例第二条の適用を受けようとする同条第二項に規定する個人で、その所得の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める算定期間の末日が特例期間に属するものは、同条第六項の免除申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と開始日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

6 新過疎特例条例第三条の規定の適用を受けようとする特別償却設備設置者で、特例期間に同条第一項に規定する家屋及びその敷地である土地を取得したものについては、その者の同条第三項の免除申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と開始日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

(事業計画書の提出期限の特例)

7 新過疎特例条例第二条、第三条又は第四条の規定の適用を受けようとする特別償却設備設置者で、特例期間に特別償却設備の取得等に着手したものについては、その者の新過疎特例条例第五条の規定により提出すべき事業計画書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、開始日から起算して十五日を経過した日とする。

8 新過疎特例条例第二条、第三条又は第四条の規定の適用を受けようとする特別償却設備設置者で、開始日から開始日以後十五日を経過した日までの間に特別償却設備の取得等に着手したもののについては、その者の新過疎特例条例第五条の規定により提出すべき事業計画書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、当該着手の日から起算して十五日を経過した日とする。

(貸付金の返還免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

9 この条例の施行の日前に岡山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則(平成五年岡山県規則第四十二号)に基づく社会福祉士及び介護福祉士修学資金の貸付けの決定を受けた者についての第三条の規定による改正後の貸付金の返還免除に関する条例第二条の二第一項の規定の適用につい

ては、同項第一号中「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項（同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「令和三年三月三十一日における旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の規定に基づく」と、「第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条又は第四十四条第四項」とあるのは「第三十三条第一項又は第二項」と、「内」とあるのは「内又は赤磐市の区域（平成十七年三月六日現在における赤磐郡赤坂町の区域に限る。）」とする。

10 第四条の規定による改正後の岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置（岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置）  
負担金の徴収から適用する。

離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例及び地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十四号

離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例及び地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

（離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部改正）

第一条 離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例（平成五年岡山県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「製造事業用」を「製造事業、旅館業、情報サービス業又は省令第一条に定める事業の用」に改め、同条第二項中「主務大臣の」を削る。

（地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部改正）

第二条 地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例（平成三十年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一条」を「第二条第一号」に改め、「当該同意日の同意が平成三十一年三月三十一日までに行われたものに限る。」を削り、「起算して五年内」を「令和五年三月三十一日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例第二条第一項第一号の規定は、令和三年四月一日（以下「適用日」という。）以後に新設し、又は増設した同

項に規定する特別償却設備に係る事業に対する事業税について適用し、適用日前に新設し、又は増設した同項に規定する特別償却設備に係る事業に対する事業税については、なお従前の例による。

岡山武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十五号

岡山武道館条例の一部を改正する条例

岡山武道館条例（昭和四十五年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表を次のように改める。

二 練習道場及び冷暖房設備

(一) 練習道場

区分	基準額		
	午前八時～正午	正午～午後五時	午前八時～午後五時 午後五時以後の利用一時間につき
専用利用	六、八〇〇円	八、五〇〇円	一五、三〇〇円
個人 中学生以下の 者によるもの	一人一時間につき 五〇円		
その他の者によるもの	同 六〇円		

備考

一 金額を一時間について定めている場合において、利用時間が一時間未満であるとき、又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を一時間として計算する。

二 専用利用の場合において、練習道場の半面又は四分の一の面を利用するときの基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額にそれぞれ二分の一又は四分の一を乗じて得た額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

三 中学生以下の者とは、学齢未満の者、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の児童及び生徒その他これらに準ずる者をいう。

(二) 冷暖房設備

区分	単位	基準額
冷房設備	一時間につき	四、二六〇円
暖房設備	同	四、三二〇円

備考



一 利用時間が一時間未満であるとき、又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を一時間として計算する。

二 練習道場の半面又は四分の一の面において、冷暖房設備を利用する場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額にそれぞれ二分の一又は四分の一を乗じて得た額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

附則

この条例は、令和三年九月一日から施行する。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十六号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十五章 雑則（第一百十二条）」に改める。

第八十一条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、同項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

本則に次の一章を加える。

第十五章 雑則

（電磁的記録）

第一百十二条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改



正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十七号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第八章 雑則（第八十四条）」に改める。

第六条第五項中「第二項」を「前二項」に改める。

第七条第七項中「及び第四項第一号」を「、第四項第一号及び次項」に改める。

第六十七条第五項中「第二項」を「前二項」に改める。

本則に次の一章を加える。

第八章 雑則

（電磁的記録等）

第八十四条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十四条第一項（第五十五条の二の四、第五十五条の五、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の五、第七十二条の六、第七十二条の七、第七十二条の八、第七十二条の九、第七十二条の十、第七十二条の十一、第七十二条の十二及び第八十条において準用する場合を含む。）、第十八条（第五十五条の二の四、第五十五条の五、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十二）に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には、当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十八号

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第四章 雑則（第五十九条）」に改める。

本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

（電磁的記録等）

第五十九条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条（前条において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には、当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法によることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県条例第四十九号

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十  
一号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を 「第七章 雑則（第四十二条）」に改める。  
附則

第十条の次に次の二条を加える。

（就業環境の整備）

第十条の二 保護施設は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言  
動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員  
の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第十条の三 保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に実施  
するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続  
計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期  
的に実施しなければならない。

3 保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うも  
のとする。

第十一条第四項中「近隣住民」を「地域住民」に、「ものとする」を「とともに、前項に規定する  
訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」に改める。

第二十条第二項中「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」  
を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置そ  
の他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、  
その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及び  
まん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

本則に次の一章を加える。

第七章 雑則

（電磁的記録）

第四十二条 保護施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規  
定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚

によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、本則に一章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（以下「新条例」という。）第十条の三の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、新条例第二十条第二項（新条例第二十八条、第三十四条及び第四十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十条第二項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十九章 雑則（第二百十一条）

附則

」に改める。

第二百十条第一項中「特例介護給付費」を「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」に改める。

本則に次の一章を加える。

第十九章 雑則

（電磁的記録等）



第二百一十一条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第四十四条、第四十四条の四、第四十九条、第九十五条、第九十五条の五、第二百二十三条、第四百四十九條、第四百四十九條の四、第五百九條、第五百九條の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十四条の十二、第九十四条の二十及び前条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条（第四十四条、第四十四条の四、第四十九条、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百十條、第一百二十三條、第四百九條、第四百九條の四、第五百九條、第五百九條の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条の十二、第二百一一条、第二百一一条の二の十、第二百一一条の十二及び前条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第一百四條第一項（第一百十條の四において準用する場合を含む。）、第九十八條の三第一項（第二百一一条の二の十及び第二百一一条の二の十）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。



本則に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第六十二条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十二条第一項、第十六条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法によることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を 「第十章 雑則(第九十一条)

附則 「」に改める。

本則に次の一章を加える。

第十章 雑則

(電磁的記録等)

第九十一条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)

については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法によることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。本則に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第二十条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法によることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。  
本則に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第十八条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつて認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができる方法によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第四十七条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法によることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県薬事審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十六号

岡山県薬事審議会条例の一部を改正する条例

岡山県薬事審議会条例（昭和三十六年岡山県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第三条第二項中「任命」を「任命し、」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 薬事に関する業務に従事する者
- 二 消費者
- 三 学識経験を有する者
- 四 関係行政機関の職員

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に新たに任命され、又は委嘱された岡山

県薬事審議会の委員の任期は、第四条の規定にかかわらず、同日までとする。

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十七号

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六十二号の次に次の四号を加える。

六十二の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の二第一

項の規定による地域連携薬局の認定の申請に対する審査 一万千円

六十二の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の二第四

項の規定による地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査 一万千円

六十二の四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の三第一

項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査 一万千円

六十二の五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六条の三第五

項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査 一万千円

第二条第七十四号の次に次の二号を加える。

七十四の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二条の

八第一項の規定による地域連携薬局等の認定証の書換え交付 二千二百二十円

七十四の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二条の

九第一項の規定による地域連携薬局等の認定証の再交付 二千九百二十円

第二条第七十八号の次に次の四号を加える。

七十八の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第十六条

の四第一項の規定による医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え

交付 二千二百二十円

七十八の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第十六条

の五第一項の規定による医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付

二千九百二十円

七十八の四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十六

条の四第一項の規定による基準確認証の書換え交付 二千二百二十円

七十八の五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十六

条の五第一項の規定による基準確認証の再交付 二千九百二十円

第二条第九十一号イ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に改め、同号ロ





万千円」に改め、同号イ(5)中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「二万八千八百五十円」を「五万三千元」に改め、同号イ(6)中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、「二万三千三百五十円」を「二万四千元」に改め、同号イに次のように加える。

(7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第三十四条の三第一項に規定する医薬品の保管のみ(以下「特定保管」という。)に係るもの 一品目につき二万四千元

(8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第三十四条の三第一項に規定する医薬部外品の特定保管に係るもの 一品目につき二万四千元

(9) 医薬品の試験検査を製造所以外の施設(以下「外部試験機関」という。)において行うものに係るもの 一品目につき二万四千元

(10) 医薬部外品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 一品目につき二万四千元

第二条第九十五号ロ(1)中「十万四千二百円と二千円」を「十二万八千円と三千円」に改め、同号ロ(2)中「七万三千五百円と千円」を「十万五千元と千五百円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千三百五十円と三百円」を「五万六千円と五百円」に改め、同号ロ(4)中「十万四千二百円と二千円」を「十二万八千円と三千円」に改め、同号ロ(5)中「七万三千五百円と千円」を「十万五千元と千五百円」に改め、同号ロ(6)中「三万九千三百五十円と三百円」を「五万六千円と五百円」に改め、同号ロに次のように加える。

(7) 医薬品の特定保管に係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

(8) 医薬部外品の特定保管に係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

(9) 医薬品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

(10) 医薬部外品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

第二条第九十五号の次に次の一号を加える。

九十五の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第九項の規定による適合性の調査 次の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 無菌医薬品に係るもの 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

ロ 一般医薬品に係るもの 十万五千元と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

ハ 医薬品の包装等に係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

計額

ニ 無菌医薬部外品に係るもの 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

ホ 一般医薬部外品に係るもの 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

ヘ 医薬部外品の包装等に係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

ト 医薬品の特定保管に係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

チ 医薬部外品の特定保管に係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

リ 医薬品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

ヌ 医薬部外品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

第二条第九十六号の次に次の二号を加える。

九十六の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の二第一項の規定による医薬品等の製造工程の区分ごとの適合性の調査 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和三年厚生労働省令第十七号）第二条に基づく次の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 無菌医薬品の製造工程を次に掲げる種類別に細分した区分

(1) 無菌原薬を製造する区分 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額と一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(2) 最終滅菌法により、無菌製剤を製造する区分 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額と一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(3) 無菌操作法により、無菌製剤を製造する区分 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額と一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

ロ 一般医薬品の製造工程を次に掲げる種類別に細分した区分

(1) 原薬 (2)に掲げる医薬品等を除く。以下同じ。を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(2) 原薬（生薬を原料とする医薬品等に限る。以下「生薬原薬」という。）を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

売業者の数を乗じて得た額との合計額

(3) 生薬製剤（主として生薬を原料とする製剤をいう。以下同じ。）を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(4) 固形製剤を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(5) 半固形製剤を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(6) 液剤を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

ハ 医薬品の包装等のみを行う区分 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と五千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

ニ 無菌医薬部外品の製造工程を次に掲げる種類別に細分した区分

(1) 無菌原薬を製造する区分 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額と一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(2) 最終滅菌法により、無菌製剤を製造する区分 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額と一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(3) 無菌操作法により、無菌製剤を製造する区分 十二万八千円と三千円に調査に係る品目数を乗じて得た額と一万円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

ホ 一般医薬部外品の製造工程を次に掲げる種類別に細分した区分

(1) 原薬を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(2) 生薬原薬を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(3) 生薬製剤を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(4) 固形製剤を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(5) 半固形製剤を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

(6) 液剤を製造する区分 十万五千円と千五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と八千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

ヘ 医薬部外品の包装等のみを行う区分 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と五千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

ト 医薬品の特定保管のみを行う区分 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額

と五千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

チ 医薬部外品の特定保管のみを行う区分 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額と五千円に当該調査に係る製造販売業者の数を乗じて得た額との合計額

九十六の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の七の二第三項の規定による適合性の確認 次の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 無菌医薬品に係るもの 一品目につき七万七千円

ロ 一般医薬品に係るもの 一品目につき五万三千円

ハ 医薬品の包装等に係るもの 一品目につき二万四千円

ニ 無菌医薬部外品に係るもの 一品目につき七万七千円

ホ 一般医薬部外品に係るもの 一品目につき五万三千円

ヘ 医薬部外品の包装等に係るもの 一品目につき二万四千円

ト 医薬品の特定保管に係るもの 一品目につき二万四千円

チ 医薬部外品の特定保管に係るもの 一品目につき二万四千円

リ 医薬品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 一品目につき二万四千円

ヌ 医薬部外品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 一品目につき二万四千円

円

第二条第六号イ(1)中「四万八千八百五十円」を「七万七千円」に改め、同号イ(2)中「二万八千八百五十円」を「五万三千円」に改め、同号イ(3)中「一万三千三百五十円」を「二万四千円」に改め、同号イ(4)中「四万八千八百五十円」を「七万七千円」に改め、同号イ(5)中「二万八千八百五十円」を「五万三千円」に改め、同号イ(6)中「一万三千三百五十円」を「二万四千円」に改め、同号イに次のように加える。

(7) 医薬品の特定保管に係るもの 一品目につき二万四千円

(8) 医薬部外品の特定保管に係るもの 一品目につき二万四千円

(9) 医薬品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 一品目につき二万四千円

(10) 医薬部外品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 一品目につき二万四千円

千円

第二条第六号ロ(1)中「十万四千二百円と二千円」を「十二万八千円と三千円」に改め、同号ロ(2)中「七万三千五百十円と十円」を「十万五千円と千五百円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千三百五十円と三百円」を「五万六千円と五百円」に改め、同号ロ(4)中「十万四千二百円と二千円」を「十二万八千円と三千円」に改め、同号ロ(5)中「七万三千三百五十円と千円」を「十万五千円と千五百円」に改め、同号ロ(6)中「三万九千三百五十円と三百円」を「五万六千円と五百円」に改め、同号ロに次のように加える。

(7) 医薬品の特定保管に係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額



- (8) 医薬部外品の特定保管に係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- (9) 医薬品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
- (10) 医薬部外品の試験検査を外部試験機関において行うものに係るもの 五万六千円と五百円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。

(特例)

- 2 この条例の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）附則第十二条第七項、第九項及び第十一項の規定により、同法第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「新法」という。）第六条の二第一項の規定による地域連携薬局の認定、新法第六条の三第一項の規定による専門医療機関連携薬局の認定、新法第十三条の二の二第一項の規定による保管のみを行う製造所に係る登録、新法第十四条の二第一項の規定による医薬品等の製造工程の区分ごとの適合性の調査又は新法第十四条の七の二第三項の規定による適合性の確認に関する準備として行う当該認定等の申請に対する審査については、この条例による改正後の岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（以下「新条例」という。）第二条第六十二号の二、第六十二号の四、第九十三号の二、第九十六号の二又は第九十六号の三に定める額の手数料を徴収する。
- 3 新条例第二条、第三条及び第五条から第七条までの規定は、前項の手数料について適用する。
- 4 附則第二項の規定により徴収した手数料に係る当該認定の申請に対する審査については、新条例第二条の規定にかかわらず、同条第六十二号の二、第六十二号の四、第九十三号の二、第九十六号の二及び第九十六号の三の手数料は、徴収しない。

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十八号

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(電磁的記録)

第十八条 婦人保護施設は、作成、保存、その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十九号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ中「もの」の下に「(当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県防災対策基本条例の一部を改正する条例について  
災害対策基本法の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例及び岡山県新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金条例の一部を改正する条例について  
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止等に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県税条例等の一部を改正する条例について  
地方税法の一部改正に鑑み、帳簿等の電磁的記録による保存に係る承認制度を廃止する等所要の改正を行うものである。

◎ 過疎地域における県税の特例に関する条例等の一部を改正する条例について  
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域のうち産業振興促進区域内において引き続き課税免除を行うことができることとする等所要の改正を行ったものである。

◎ 離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例及び地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、地域経済牽引事業促進区域における不動産取得税の課税免除を行う対象施設の取得期限を延長する等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山武道館条例の一部を改正する条例について  
岡山武道館の練習道場の供用開始に伴い、利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、児童福祉施設が書面で記録等を行うこととされているものについて、電磁的記録により行うことができることとする等所要の改正を行ったものである。

◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を

改正する条例について

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害児通所支援事業者等が書面で作成等を行うこととされているものについて、電磁的記録により行うことができることとする等所要の改正を行ったものである。

◎ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害児入所施設等が書面で作成等を行うこととされているものについて、電磁的記録により行うことができることとする等所要の改正を行ったものである。

◎ 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、保護施設の感染症の予防及びまん延の防止のための措置等の基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害福祉サービス事業者等が書面で作成等を行うこととされているものについて、電磁的記録により行うことができることとする等所要の改正を行ったものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害者支援施設が書面で作成等を行うこととされているものについて、電磁的記録により行うことができることとしたものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、障害福祉サービス事業者等が書面で作成等を行うこととされているものについて、電磁的記録により行うことができることとする等所要の改正を行ったものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、地域活動支援センターが書面で記録等を行うこととされているものについて、電磁的記録により行うことができることとしたものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、福祉ホームが書面で記録等を行うこととされているものについて、電磁的記録により行うことができることとしたものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、障害者支援施設が書面で作成等を行うこととされているものについて、電磁的記録により行うことができることとしたものである。

◎ 岡山県薬事審議会条例の一部を改正する条例について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正に鑑み、岡山県薬事審議会の委員の、分野ごとの委員の数の上限を廃止する等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に鑑み、同法に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、婦人保護施設が書面で作成等を行うこととされているものについて、電磁的記録により行うことができることとしたものである。

◎ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例について



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に鑑み、重点整備地区における信号機に関する基準を改めたものである。